令和7年度決算監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指摘事項等	改善策等	担当課
3	伝票等の事務処理について		
	当年度の伝票処理について検査した結果，不適切と認められるものは企業会計を含めて56件であり，前年度（107件）より減少している。また，現金の収納については，前年度と同様，収納遅延は0件となっている。収納事務については，村財務規則第35条において，特別な事情がある場合を除き収納した現金は当日又は翌日までに指定金融機関に払い込むものと定められている。公金であることから，金額の多寡に関わらず紛失や横領のリスクを回避するため，引き続き速やかな収納の徹底を求めるものである。 一方，支払い事務については，支払先の誤りによる戻入1件，支払金額の誤りによる戻入が4件発生している。事務手続き上のミスによる支払先や支払金額の誤りは，支払先からの信頼を損なうだけでなく，村の行政事務に対する信用に関わる問題である。したがって，日頃から複数人による十分なチェック体制を講じるとともに，誤りの要因の徹底的な分析を行い，再発防止に努めていただきたい。	御指摘いただきました事項につきましては，令和8年8月26日にグループウェア掲示板に掲載し，職員に周知，注意喚起を行いました。 今後も，会計課とも連携を図り，財務規則や予算執行マニュアルの周知徹底を行うとともに，研修の開催やAIによるチェック機能の利活用可能性を模索しつつ，適正な事務の執行に努めてまいります。	財政経営課
4	附属機関等の会議録等の情報公開について		
	村では，法律又は条例を根拠として設置している審議会等の附属機関をはじめ，規則その他の規程に基づき設置される協議会，委員会等については，「東海村附属機関等の会議の公開に関する要綱」により，会議及び会議録を公開することとされており，また会議録の様式も定められている。 しかしながら，会議録の公表等について令和6年度定期監査においても指摘しているが，今回の決算審査でも，村公式ホームページへの会議録の未掲載や会議録への出席者・欠席者名等の未記載が複数確認された。所管課においては同要綱を遵守徹底し，住民が附属機関等の会議の開催状況や会議録を容易に確認できるよう，適切な措置を講じていただきたい。	御指摘いただきました事項については，令和8年8月26日にグループウェア掲示板に掲載し，職員に周知しました。 今後も，会議録の速やかな公開や記載内容の確認等について，年度始め等の時機を捉え，全庁的な周知及び注意喚起を継続し，確実な事務執行を図ってまいります。	総務課